

ができる(第11条)。→地方鉄道法。鉄道建設審議会。鉄道会議。予定線。(小林正興)

てつどうぶっびんじむきてい 鉄道物品事務規程 国鉄に属する物品の出納および保管について適正な業務を行うため、その基準および手続を定めたもの。輸送という国鉄の業務を遂行するためには、軌道・信号通信設備・車両等の諸施設の改良保守作業を始めとして種々の作業が行われ、さらに被服・乗車券等の製作、石炭の採掘等多岐にわたる業務が行われている。したがってその業務内容によって物品の出納保管の手続も多少差異の生ずることはやむを得ない事実であるが、この規程は各系統の業務全般に通ずる原則を示すものであって、特殊な作業を行うため、この原則に示すことのできない細目を定める必要がある場合は別に手続を定めて通達している。たとえば調度用品取扱手続、工場用品取扱手続、炭鉱用品等取扱手続および自動車用品取扱手続等があり、さらに必要の都度示される諸通達がある。

なお国鉄法第43条に「国鉄はその会計に関し、国鉄法及び国鉄法施行令に定めるものの外、会計規程を定めなければならない」ことになっており、また会計規程第86条には、「会計規程の施行に関し、必要な事項および会計事務の手続については別に定める」ことになっている。したがって物品事務規程はこの原則にもとづいて定められた手続規程であるといえる。

1 沿革

昭和22年度に行われた会計制度改正以前のものと、改正以後のものとの2つに大きく分けることができる。

会計制度改正以前における物品事務規程の出発は、帝国鉄道庁物品取扱規程(明治40・3公達第251号)といえる。ついで鉄道庁から鉄道院に改組されるにおよび、明治42・6達第496号によって倉庫物品事務規程が制定され、この規程は大正2・6達第436号によって全文改正がなされ、大正12年までつづいたが、大正12・3達第152号によってその名称も物品事務規程となり、内容もさらに細かくなった。

以上のものは官庁会計の方式である現金主義計理原則の下に、資本勘定・収益勘定および用品勘定のいわゆる三勘定の体制の下における物品事務の規定である。そのためこの制度の下においては貯蔵品の購入のための用品資金制度があり、この用品資金および物品の購入配給に要する費用、つまり物品費と取扱費との双方を処理するためのものが用品勘定であり、用品資金をもって購入した物品および工場製作品を貯蔵品と呼び、用品勘定から他勘定に引当てた物品を決算品としていた。

ところが昭和22年度において現金主義会計原則から脱し、全面的に発生主義にもとづく複式会計制度を採用するにおよび、貯蔵品は資産勘定中の作業資産に属し、取得原価によって決算表に計上され、貯蔵品の購入・保管および配給に要する諸掛りは用品勘定として別途整理することになった。したがって購入配給に要した用品経費は貯蔵品払出価格に一定の用品割掛を付加し、当該経費にその割掛額を負担させるとともに、用品経費の回収額として用品収入に計上する方法が採られている(会計規程第68条、本規程第53条)。

2 内容

(1) 物品の定義 物品とは現金および有価証券以外の動産で固定資産に編入されないものをいう(第3条)。ただし船舶および海上工作物の購入および製作については、これを物品扱とせず工事扱とし、財産に直接に編入し、また新聞雑誌等の定期刊行物(加除付法規類を除く)、郵便切手・葉書・収入印紙および飲食料は物品扱にしない(同条注)。現金および有価証券は常識

で考えれば物品でないことは明らかであるが、これらは動産であるので規定上物品でないことを明らかにしたのであり、有価証券はかつては担保として預かった場合、物品出納役が物品として保管したこともあったが、その性質から金銭と同様に現金の出納役が保管出納することが実情に適しているので、現在は現金と同様の取扱をしている。

物品といえば概念的には理解されるが、会計整理上は概念的な解釈では不可であり、その範囲を確定しておく必要がある。たとえば水や電力は物品ではないが、蒸留水は物品として扱っている。したがって電灯料・水道料のように役務的なものおよび新聞や切手のように、その物自体に物質的価値のないものは物品の範囲から除いている。

つぎに鉄道車両、自動車、機械等固定資産管理規程の定めにしたがって財産に編入されたものは、購入するときは物品として購入し、いったん貯蔵品に編入するが、これはただちに貯蔵品から払い出し、工事勘定を通して固定資産に振り替えられ物品の範囲から除かれる。ただし船舶および海上工作物は貯蔵品を通さず、直接に工事経費によって購入し、財産に編入することになっている。

物品は貯蔵品・決算品および予備品に区分される。

(2) 物品の出納保管責任者 物品出納の会計機関としては、物品出納長または分任出納長、物品出納役および物品出納員があり(会規第9条)、物品出納長または分任出納長の命令によって物品出納役が出納を行う。

物品出納長または分任出納長と物品出納役との兼職は禁じられており、物品出納員は物品出納役の事務を分掌するためにおかれている。

以上の物品出納職員は、物品の出納をする職員として任命された者であり、物品の引渡および受領に関し、それぞれ総裁等を代理する(国鉄法第48条)ものである。

分任出納長とは物品出納長の事務を分掌するもので、出納命令の範囲を指定されている。

物品出納長または分任出納長と物品出納役との兼職を禁じているのは、相互牽制(けんせい)による物品会計の正確を期し、不正発生の防止のため物品出納命令と業務とを両者に区分したものである。

物品出納員はその物品事務に関するかぎり、物品出納役に所属し、物品出納保管業務について物品出納役の指揮監督をうけなければならないが、独立した会計職員であり、自らの責任で物品を出納保管するので、その保管に属する物品の亡失損傷に対しては独立の弁償責任を有する。

以上の物品出納職員に誰がなるかということおよびその取扱範囲については、物品事務規程に表示されており、個々の取扱責任範囲は明確になっている。

(3) 物品出納職員の責任帳簿 物品出納役はそれぞれの取扱範囲によって、貯蔵品出納簿・交付材料出納簿・予備機器原簿・工場予備品原簿・備品原簿を保管し、物品の出納を行い、物品出納員は備品については備品保管簿、工場予備品または予備機器については予備品または予備機器受払票、その他の物品については物品受払簿で物品の受払の整理を行い、備品および予備品以外の物品については保管箇所に現品票を備えて、現品の受払を明らかにしておかなければならない。

(4) 物品の出納基準 物品の出納は継続記録法によって行うことを原則としている。ただしべつに定める場合はたな卸計算法によっている(第50条)。継続記録法とは、品名ごとの口座を設けて貯蔵品を払出したつど、その数量を継続的に記録して、